

( 公 印 省 略 )  
疾 第 1 1 2 0 号  
平成 31 年 4 月 22 日

篠山市内の指定医療機関の長 様

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課長

「丹波篠山市」への市名変更に伴う  
特定医療費受給者証等の取扱いについて（通知）

令和元年5月1日から篠山市の市名が「丹波篠山市」へ変更されます。

これに伴う特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病の医療受給者証及びその他文書の取扱いについては、下記のとおりとしますので、ご了知いただき、遺漏のないようご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 令和元年5月以降の市名の記載について

(1) 当課が作成・発行する受給者証及びその他文書

平成31年4月末日までに作成した文書、及び令和元年5月1日以降に作成する文書について、丹波篠山市を「篠山市」と記載している場合でも、当該記載は有効なものとし、市名変更のみを理由とした訂正や再交付は行わない。

受給者証等については、令和元年5月以降も、当面の間、「篠山市」と記載し、当県における各種システムの改修等が完了次第、順次、「丹波篠山市」と記載するが、いったん「篠山市」と記載した文書の再交付は行わない。

(2) 申請者及び指定医療機関等からの申請書類等

申請書類等については、令和元年5月以降、丹波篠山市の市名が「篠山市」と記載されていたとしても、有効なものとして受け付ける。

市名変更のみを理由とした変更届等の手続きは不要とする。

2 上記取扱いを適用する文書

以下の書類の他、特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病等に係る文書は全て、上記の取扱いとする。

- ・ 特定医療費（指定難病・小児慢性）受給者証
- ・ 指定医・指定医療機関 指定通知書
- ・ 申請書類（新規・変更・更新）、医療費請求書 等

【問合せ先】 疾病対策課がん・難病対策班  
TEL：078-341-7711(内線 3232)



## 市名変更後も、受給者証は 「篠山市」のまま使用できます！



令和元年5月1日より、篠山市の市名が「丹波篠山市」に変更されますが、「篠山市」と記載された受給者証は、そのまま使用できます。

市名変更のみを理由とした変更届出等の手続きは不要です。

なお、当課における各種システムの改修等が完了次第、順次、「丹波篠山市」と記載した受給者証を交付する予定ですが、いったん「篠山市」と記載して発行した受給者証の再交付は行いません。

令和元年5月以降は、以下のとおり読み替えて使用できるものとなります。

記載内容		読み替え
篠山市	⇒	丹波篠山市